

労災保険法、労働契約法、パート労働法 労働施策総合推進法（ハラスメント防止法）

研修会のご案内

- 同一労働同一賃金に関する法律(労働契約法、パート労働法)
- ハラスメント防止法(労働施策総合推進法)

が本年より施行されております。

(中小企業はそれぞれ 2021 年 4 月、2022 年 4 月施行)

働き方改革法制関連において、令和2年4月1日から、労働契約法、パート労働法、労働者派遣法の改正法が施行され、加えて、6月1日からパワハラ防止法(労働施策総合推進法)も施行されております。

法律の改正点を理解し、基本的対策の構築が必要となります。これらの法律を所管する愛知労働局雇用環境・均等部の担当官より、その内容と適切な対応方法を研修していただきます。

また、業務災害が発生した時など対応するため、労災保険の基礎知識の説明も行います。

事業主各位におかれましては、是非、この機会に事業主自ら、担当役員 管理監督者 人事・労務管理担当者の方に受講して頂きますようご案内いたします。



記

- 1 日 時 令和3年1月25日(月) 午後1時30分～午後4時30分
2 場 所 ウィンクあいち 愛知県産業労働センター (1101研修室)
名古屋駅から徒歩約5分(裏面の地図を参照下さい)

3 内 容

- (1) 労災保険の基礎知識について
(2) ハラスメント防止法(労働施策総合推進法)及び同一労働同一賃金について

- 4 会 費 1,000円(テキスト代含む)
会費については、当日会場にてお支払い願います。
定員 30名(定員になり次第締め切ります。)

- 5 申 込 裏面の申込書を「名古屋西労働基準協会」あてFAXして下さい。
締切日 令和3年1月8日(金)

- 6 問合せ先 名古屋西労働基準協会 TEL 052-581-8086
名古屋市中村区名駅南 1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル 6階

労災保険法、労働契約法、パート労働法、労働施策総合推進法(ハラスメント防止法)
研 修 会 (FAX : 052-581-8089)

名古屋西労働基準協会 宛

令和3年1月25日(月)の研修会参加を申し込みます。

1、参加人数 _____ 名

2、事業場名 _____

3、事業場所在地 〒 _____

担当者電話番号 _____

会費 (1,000円) については、当日会場でお支払い願います。

電車をご利用の場合 (JR・地下鉄・名鉄・近鉄)名古屋駅より ◎JR名古屋駅桜通口から ミッドランドスクエア方面 徒歩5分 ◎ユニモール地下街 5番出口 徒歩2分 ※名駅地下街サンロードから ミッドランドスクエア、マルケイ観光ビル、名古屋クロスコートタワーを經由 徒歩8分
地下経路地図



ウインクあいち 名古屋市中村区名駅4丁目4-35 TEL 052-571-6131